

## フードビジネスにおける現状分析・コンサルティングを通じた 生産性向上に取り組む事業者の公募について

県では、持続的な成長が期待されるフードビジネス産業において、深刻な労働力不足等により厳しい経営環境が続く中、経営力の強化や労働環境の改善を図り、働きやすい良質な雇用機会の創出と定着を推進するため、企業の生産性向上に向けた改善活動を支援しています。

本公募では、効率的な職場環境づくりに向けて、生産現場の作業工程や仕組み等の現状分析や専門家によるコンサルティングを希望されるフードビジネス事業者を募集します。

### 1 応募対象となる事業者の要件

次の全てに該当するフードビジネス事業者が対象となります。

- (1) 宮崎県内に本社または事業所（工場）を置く事業者であること。
- (2) 別紙1「宮崎県フードビジネス生産性向上モデル事業における研修・指導内容」に記載のある内容及び受講体制を遵守する事業者であること。
- (3) 政治活動及び宗教活動を事業目的としない者。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けている者は、申立てがなされていない者と見なす。
- (5) 宮崎県暴力団排除条例（平成23年条例第18号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第4号に規定する暴力団関係者（以下「暴力団関係者」という。）でない者。
- (6) 役員等（役員又は支社、支店若しくは営業所の代表者をいう。）が、暴力団員又は暴力団関係者でない者。

### 2 研修・指導内容

別紙参照

### 3 応募方法等

次の書類を令和3年7月9日（金）までにご提出ください。

- ・応募申請書（別紙2）
- ・誓約事項（別紙3）

### 4 選定方法

応募の中から、書面による選考審査により3者を決定します。

### 5 提出先

宮崎県総合政策部

産業政策課 企画推進担当 西口 宛

〒880-8501 宮崎県宮崎市橘通東2丁目10番1号

電話：0985-26-7052 ファクス：0985-26-0047

メールアドレス：sangyoseisaku@pref.miyazaki.lg.jp